

社会福祉法人翠生会の役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人翠生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 4 役員（非常勤理事、監事）及び評議員が退任した時には、退職慰労金を支払うことができる。支給額は理事長が評議員会の承認を経て別に定める。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、評議員会の承認を経て理事会において決定する。

- 2 非常勤理事、監事に対する報酬は、別記1「役員（非常勤理事、監事）の報酬」に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を支給することがで

きる。支給額は実費とする。

(報酬等の支給日、支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は必要の都度、支払うものとする。

2 報酬等及び旅費は、通貨をもって本人に支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき所要の税金等を控除して支払う。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規定は、平成29年6月14日（定時評議員会の議決日）より施行する。

別記1 役員（非常勤理事、監事）の報酬

1) 非常勤理事の報酬

活動項目	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他法人、施設業務のための出勤、活動	20,000 円

2) 監事の報酬

活動項目	日 額
監事監査、理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他法人、施設業務のための出勤、活動	20,000 円

別記2 評議員の報酬

活動項目	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他法人、施設業務のための出勤、活動	20,000 円

以上